

(第1条関係)寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>総務担当</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>施設担当</p> <p>(略)</p> <p>社会教育担当</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公民館との連絡調整</u> _____に関すること。</p> <p>(8) <u>寒川総合図書館との連絡調整</u> _____に関すること。</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>～略～</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>総務担当</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>施設担当</p> <p>(略)</p> <p>社会教育担当</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>寒川町立文化福社会館の指定管理者による管理に関すること。</u></p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町立の学校及びその他の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>寒川町立の学校及びその他の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号)第2条から第4条まで及び第6条第2項の規定に基づき、学校及びその他の教育機関に勤務する職員(以下</p>	<p>寒川町立の学校_____に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号)第2条から第4条まで及び第6条第2項の規定に基づき、学校_____に勤務する職員(以下</p>

「職員」という。)の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間の割振り等」という。)に関し必要な事項を定める。

第2条 (略)

(教育長の指示)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長及び館長に対して、職員の勤務時間の割振り等に関し、必要な指示を与えることができる。

(1)・(2)。(略)

～略～

別表(第2条関係)

対象職員	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
(略)			
寒川町立公民館に勤務する職員	館長が定める。	館長が定める。	月曜日及び館長が指定する日
寒川総合図書館に勤務する職員			4週を通じ8日間とし、館長が定める。

～略～

「職員」という。)の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間の割振り等」という。)に関し必要な事項を定める。

第2条 (略)

(教育長の指示)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長\_\_\_\_\_に対して、職員の勤務時間の割振り等に関し、必要な指示を与えることができる。

(1)・(2)。(略)

～略～

別表(第2条関係)

対象職員	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
(略)			
			(削る)
			(削る)

～略～

(第3条関係)寒川町教育委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(個人情報管理責任者)</p> <p>第2条 条例第11条第3項の個人情報管理責任者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>寒川町立公民館条例(昭和54年寒</u></p>	<p>～略～</p> <p>(個人情報管理責任者)</p> <p>第2条 条例第11条第3項の個人情報管理責任者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p>

<p>川町条例第11号)第3条の館長</p> <p><u>(3) 寒川総合図書館条例(平成18年寒川町条例9号)第3条の館長</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>～略～</p>	<p>(削る)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>～略～</p>
---	--

(改正附則)

現行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>